

## 差別解消部会 実績報告

### 1 開催回数

令和元年度 4回開催

### 2 部会員の構成

区職員8人、区内障害者関係団体代表者 9人  
4頁「差別解消部会員一覧」のとおり

### 3 報告事項

#### (1) 活動報告

- ・障害者差別解消の推進に向けて、以下のとおり部会を開催し、意見交換・情報交換を行っている。
- ・令和元年度は、特に、平成31年4月1日付で施行した「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の啓発用リーフレットの作成を、テーマの一つとして実施している。
- ・この条例は、手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段（手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、その他の支援）を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人の社会参加を促進し、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としている。
- ・啓発用リーフレットには、条例制定の周知と併せて、身体・知的・精神の各障害の特性や、障害のある方に対する配慮の具体例・コミュニケーション方法等についても掲載し、広く区民の障害に対する理解を深めていくものとした。

#### 【第1回】平成31年4月23日（火）

- ・部会員紹介
- ・平成30年度部会実績報告
- ・障害福祉課に寄せられた相談事例について
- ・平成31年度の部会開催予定について
- ・葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例について
- ・条例施行に伴う具体的施策の展開について

#### 【第2回】令和元年6月24日（月）

- ・各団体の活動について
- ・葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行に伴う啓発用リーフレットについて
- ・東京都より情報提供のあった差別事例について

【第3回】 令和元年12月16日（月）

- ・葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行に伴う啓発用リーフレットの活用状況について
- ・障害福祉課に寄せられた相談事例について
- ・各団体の活動について

【第4回】 令和2年2月27日（木）

- ・葛飾区障害者施策推進協議会報告
- ・障害福祉課に寄せられた相談事例について
- ・各団体の活動について
- ・障害に対する理解及び合理的配慮の提供について

(2) 差別解消部会の実施を踏まえた区取組

(ア) 啓発用リーフレットの配布

区の関係各課（障害福祉課、各区民事務所・サービスコーナー、各図書館、障害者施設課、保健予防課、人権推進課）の窓口において配布開始するとともに、区ホームページにおいてリーフレットの紹介と併せてダウンロード可能（PDFファイル）なページを作成した。

(イ) 障害に対する理解を深めるための区民向け講座の開催

昨年度の差別解消部会における意見交換及び団体ヒアリングの中で、部会員及び各障害者団体の方々から、「障害のある方へのコミュニケーション支援を推進するためには、障害に対する理解を深めていくことが重要である」という趣旨のご意見を多数いただいた。このため、今年度より、区民向け（大人向け、小学生向け）に障害理解を深めるための講座を開催することとした。

【開催実績】 計2回実施

- ・令和元年8月8日 小学3年生から6年生と保護者 11組24人参加
- ・令和元年12月6日 区内在住、在勤、在学の方 11人参加

(ウ) 障害に対する理解を深めるための周知

障害理解の普及の一つとして、厚生労働省が作成しているほじょ犬についてのリーフレットを差別解消部会員、移動支援事業所、商業関係事業者へ配布する。また、広報かつしか3月5日号に『もっと知ってほじょ犬』の記事を掲載。

(3) 地域の課題

- ・平成28年度に実施した葛飾区障害者意向等調査において、「障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたことがあった人は5.1%」である一方、「障壁を取り除いてもらったと感じたことがあった人は8.5%」という結果が出ている。また、今年度、区民より寄せられた障害者差別に関する相談事例の中には、区内事業所において、障害者差別解消法に対する理解が不十分である事例が見受けられた。

- ・このため、障害者差別解消法が定める「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供義務」について、広く区民及び事業者に対して、引き続き普及啓発に取り組むことが重要である。
- ・さらに、区の相談窓口に寄せられる相談は少なく、障害者差別に関する事例が顕在化されにくい。差別解消の推進を一層図っていく必要がある。

#### (4) 今後の方向性・取組

- ・令和2年2月に予定していた、「商業関係事業説明会」・「平成31年度障害福祉サービス及び移動支援事業に係る連絡会」における、障害理解の普及及び合理的配慮の提供に関する啓発が、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。次年度は社会情勢を確認の上、障害者差別解消法の啓発用リーフレット等を活用し、「職員出前講座」等により、区職員が地域に出向いて障害者差別解消法の説明を行う。また、障害者差別の解消を推進するため、各課が開催する事業者向け連絡会等において、合理的配慮の提供について説明を行う等、更なる啓発に努める。
- ・地域における差別事例が顕在化されず、区の相談窓口に寄せられる件数は少ないため、相談窓口を周知するチラシを作成する等、相談窓口の周知方法について、差別解消部会において、意見交換を進めながら取り組んでいく。

## 差別解消部会 部会員名簿(令和元年度)

|                   | 団体種別       | 区職員・障害者関係団体等          |
|-------------------|------------|-----------------------|
| 障害者関係団体を代表する者(9名) | 肢体不自由障害者団体 | 高障会                   |
|                   | 視覚障害者団体    | 葛飾区視覚障害者福祉協会          |
|                   | 聴覚障害者団体    | 葛飾区聴力障害者協会            |
|                   | 内部障害者団体    | 葛飾区地域腎友会              |
|                   | 難病患者団体     | 葛飾パーキンソン友の会 げんき会      |
|                   | 知的障害者団体    | 葛飾区手をつなぐ親の会           |
|                   | 肢体不自由者団体   | 葛飾区肢体不自由児者父母の会        |
|                   | 高次脳機能障害者団体 | 高次脳機能障害者 家族会 かつしか     |
|                   | 特別支援学校PTA  | 東京都立水元特別支援学校PTA       |
| 区職員(8名)           |            | 障害援護担当課長(令和元年10月4日まで) |
|                   |            | 保健予防課長                |
|                   |            | 人権推進課長                |
|                   |            | 障害福祉課長                |
|                   |            | 障害福祉課相談係長             |
|                   |            | 障害福祉課援護係長             |
|                   |            | 保健予防課保健予防係長           |
|                   |            | 保健予防課保健予防担当係長         |

## 差別解消部会設置要領

平成28年9月1日

28葛福障第453号

福祉部長決裁

### (設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、差別解消部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者差別の実態把握に関すること。
- (2) 差別の解消に資する取組の情報収集や分析に関すること。
- (3) 相談体制の整備に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消のために必要な事項

### (構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

### (会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

### (部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

### (報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 福祉部障害援護担当課長             | 部会長  |
| 健康部保健予防課長               | 副部会長 |
| 総務部人権推進課長               |      |
| 福祉部障害福祉課長               |      |
| 福祉部障害福祉課相談係長            |      |
| 〃 障害福祉課援護係長             |      |
| 健康部保健予防課保健予防係長          |      |
| 〃 保健予防課保健予防担当係長         |      |
| 区内障害者関係団体代表者（13人以内とする。） |      |